

東大阪市子ども・子育て会議幼保連携検討部会（第1回）

会議次第

平成25年11月 8日(金)
午前 9時30分から11時
総合庁舎18階 大会議室

1. 開会

2. 委員紹介 【資料1】

3. 議事

(1) 公の果たす役割【資料2】

(2) 東大阪市における公立幼保連携を検討するにあたって【資料3】

(3) 今後のスケジュール 【資料4】

4. 閉会

子ども・子育て会議
幼保連携検討部会委員名簿(50音順、敬称略)

資料1-1
第1回幼保連携

		氏名	
1	北宮幼稚園長	大庭 悅子	臨時委員
2	若江幼稚園長	阪口 和美	臨時委員
3	六万寺保育所長	笠原 千晶	臨時委員
4	東大阪市私立幼稚園協会会长	竹村 明	子ども・子育て会議委員
5	大阪人間科学大学社会福祉学部教授	◎中川 千恵美	子ども・子育て会議委員
6	大蓮保育所長	廣瀬 裕見子	臨時委員
7	鴻池子育て支援センター所長	古川 玲子	子ども・子育て会議委員
8	東大阪市立幼稚園長会幼保問題担当	松葉 朋子	子ども・子育て会議委員
9	社会福祉法人信光園若江保育園園長	森田 信司	臨時委員
10	東大阪大学副学長	○吉岡 真知子	子ども・子育て会議委員

◎:部会長 ○:副部会長

東大阪市子ども・子育て会議幼保連携検討部会の内容について（案）

1. 設置の趣旨

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規程に基づき設置された東大阪市子ども・子育て会議の部会として、幼保連携検討部会を設置した。（平成25年8月2日東大阪市子ども・子育て会議決定）

幼保連携検討部会においては、主に公立保育所・公立幼稚園に対する今後のありかたを検討し、市としての基本的な考え方を整理したうえで、子ども・子育て会議へ上申するもの。

2. 検討事項

部会の検討事項は以下のとおりとする。

- (1) 公立保育所および公立幼稚園の現状・課題
- (2) 公立保育所および公立幼稚園の今後のあり方
- (3) 子ども・子育てにおける公が果たす役割
- (4) その他必要な事項

なお、具体的な検討に当たっては、必要に応じて、関係者の出席を得て行うこととする。

3. 庶務

部会の庶務は、子どもすこやか部において処理する。

4. その他

前各項及び東大阪市子ども・子育て会議運営規則（平成25年8月2日東大阪市子ども・子育て会議決定）に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

資料2
第1回幼保連携

公の果たす役割について

平成25年11月8日

1. 公が果たす役割を考える背景

【公立の歩んできた道のり】

高度成長期に合わせ、保育や幼児教育のニーズが増える中で、公が率先して保育所・幼稚園を設立

⇒昭和40年代から50年代にかけては特に幼稚園や保育所の設立が進む

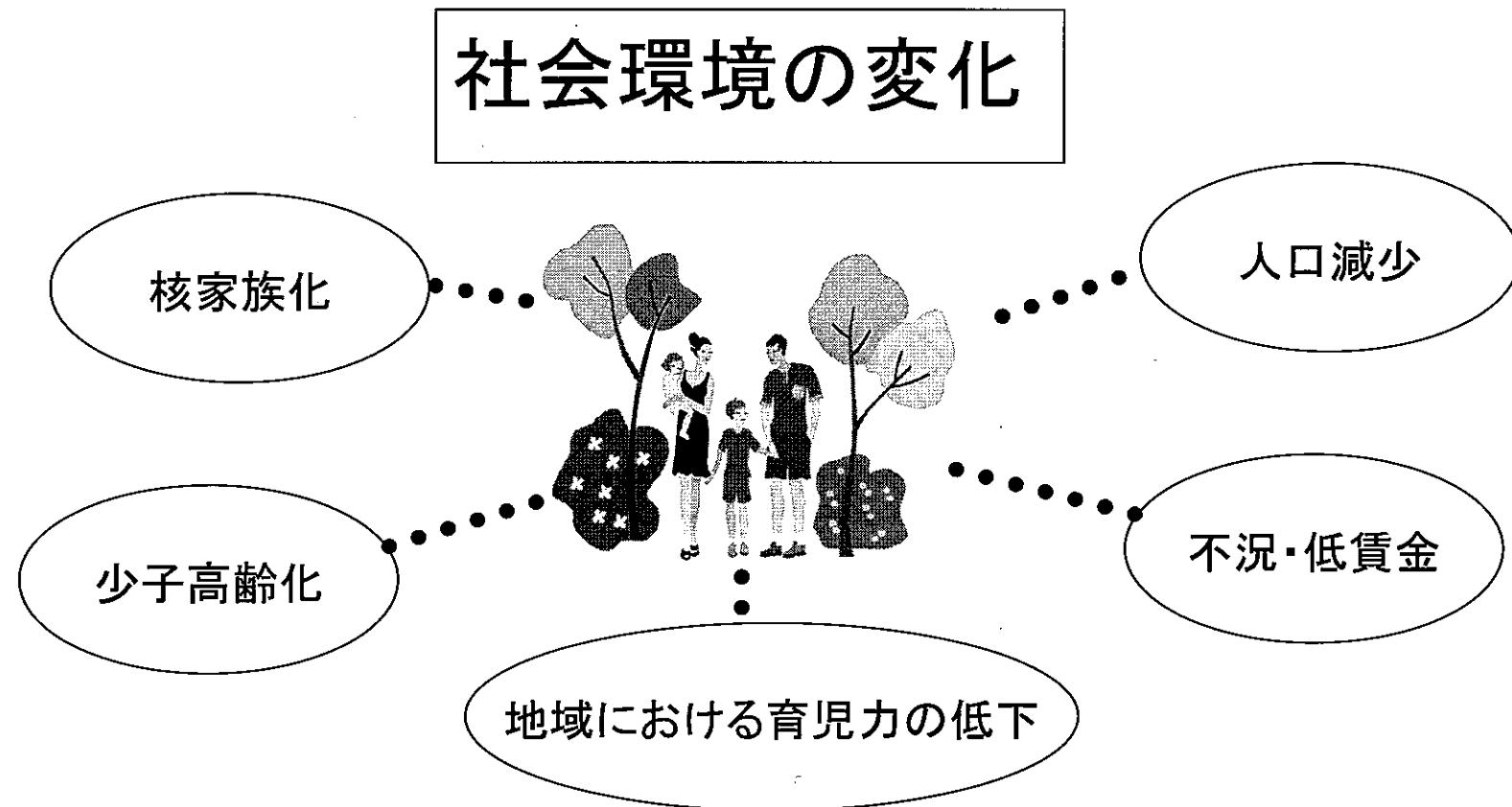
「ポストの数だけ保育所を」

公立幼稚園数は11園から28園

保育所数は14園全てがこの年代に設置

公が果たす役割を考える背景②

- ・高度成長期からバブル崩壊、低成長時代を迎えて…



公が果たす役割を考える背景③

※一方で行政やその周辺の環境にも変化が

⇒公が果たす役割が、公立の保育所・幼稚園運営だけでなく、
拡大することにより、多くの財源が必要となってくる
…財政難へ

⇒民間施設・民間子育てサービスの充実

※保育・教育の質の向上、定員の増加など

⇒子育てをする親のニーズの変化

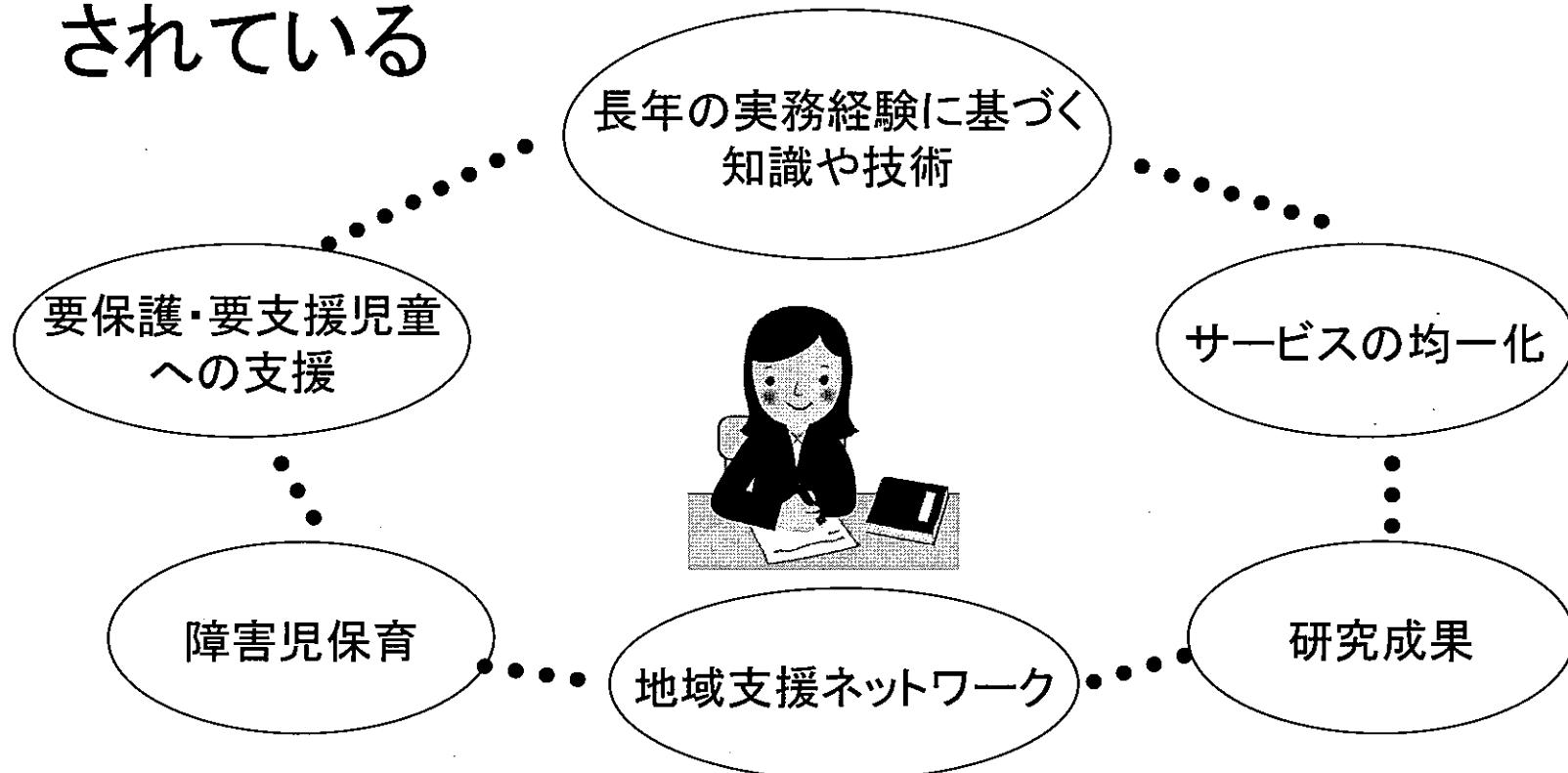
※交流の場や一時預かりへのニーズの高まりなど



これから公の役割(財源の配分・直営の役割)が
変わってくるのは必然
将来を見据えて考える必要がある

2. 公の財産とは

- 長年の保育現場・教育現場における日々の積み重ねにより高度な専門的スキルが蓄積されている



3. 公に期待される役割

○蓄えた知識・技術・ノウハウを地域に還元

①地域の子ども・子育て支援

保育や教育に関する相談や支援・情報提供

地域における子育て支援の中核的な役割

⇒特に在宅で子育てをされている方に対して
有益な情報提供(子育て相談・子育てコーディ
ネイト)が求められる

②民間園に対する支援

研究成果を広めるとともに、運営内容につい
て適切な相談や支援を実施

公に期待される役割②

○要保護児童・要支援児童に対する手厚いサポート

①少子高齢化や地域における育児力低下など、社会環境の変化にともない、要保護児童・要支援児童が増加している

→要保護・要支援児童に対するセーフティネットとしての役割

②養育上の問題を抱える家庭への支援

○空スペースの有効活用

→スペースを利用した地域交流の場の提供など

公に期待される役割③

○保育・教育の研究促進

- ・経験豊富な保育士や教諭が多いという公立の人的資源を生かし、保育・教育の研究・実践および研究成果の共有・提供による資質向上を図る

東大阪市における公立幼保連携を 検討するにあたって(案)

平成25年11月8日

1. 子ども・子育ての現状と課題

【現状】

- ・核家族化に伴う地域における孤立化⇒地域力低下
- ・少子化の進行(合計特殊出生率1.27)
- ・リーマン・ショック以降の社会経済情勢と待機児童の増加
- ・一方少子化傾向は変わらず、4歳～5歳については、95.1%(8,209人中在宅児童397人)が保育所(園)もしくは幼稚園に入所。とりわけ幼稚園の定員割れが進んでいる。民間幼稚園の定員充足率73.6%、公立幼稚園の定員充足率46.7%
- ・0歳から2歳で在宅で育てている方が全体の75.1%(11,502人中8,648人)
⇒在宅子育て支援サービスの充実

【課題】

- ・地域子育て支援事業の拡充(誰もが・いつでも・気軽に相談・利用できる環境整備)
- ・在宅での子育て支援強化(育児・子育て相談、一時預かり等、また子育て支援センターなど集まる場の増設)
- ・待機児童の解消(特に0歳から3歳)⇒幼保一体化、幼保連携型認定こども園等の推進
- ・夜間・休日対応型保育の充実
- ・施設の老朽化、耐震化診断の実施
- ・**最大限現状の社会資源を活用し低コストで子育て支援策を展開**

2. 待機児童今後の予想

- 平成25年4月の保育所入所児童数および待機児童数から少子化率(1.27%減)として平成29年4月の入所予想人数は7,239名
- 民間保育園に入所可能人数5,699名

※平成29年公立保育所7地域中核施設化した場合6園に808名入所可能
(E地域は単独型子育て支援センターのため除く)

- 残り7,239名 - 5,699名 - 808名 = 732名をどうするか

$$\begin{cases} 0\text{--}2歳:464名 \\ 3\text{--}5歳:268名 \end{cases}$$

⇒幼保連携型認定こども園・小規模保育施設等で可能に政策誘導

⇒早ければ平成27年4月に幼保連携型認定こども園スタート

3. 少子化がもたらすもの

- ・当面は、平成25年度で230名の待機児童、720名の未入所児童を減らすために、幼保連携認定こども園、地域型保育事業を促進させる。
- ・しばらくは需要が供給を上回る状態が続くと想定される。
⇒しかしながら現在の低出生率の傾向が続けば、待機児童、未入所児童については今後どこかを境にして需要と供給の逆転が起こる
⇒その後は供給過剰になるのでは…
※国の予測では保育需要量のピークは平成29年度

4. 将来展望



待機児童の解消と在宅支援を車の両輪として進める

- ①待機児童解消加速化プランもあり、待機児童の解消が先行する
- ②供給が過剰となっていくなかで、定員割れが起こつてくる
→この段階で預かり機能を民間にお願いする
(公立は調整役へ)
- ③公立は地域子育て支援として、子育て支援のバックアップ(公的支援)を積極的に実施できる

5. 公に期待される役割を踏まえて

公に期待される役割(再掲)

- ①蓄えた知識・技術・ノウハウを地域に還元
- ②要保護児童・要支援児童に対する手厚いサポート
- ③空きスペースの活用
- ④保育・教育の研究促進

⇒どのように実践していくのか？

6. 今後の指針(案)

公に期待される役割と、需要に応じた保育・教育の供給量を確保するために

○保育所・幼稚園の整理統合

公立認定こども園の整備

⇒従来の保育・教育だけにとどまらず、これまで培ったノウハウを地域に還元する

※アウトリーチ型支援(家庭訪問サービス等)

今後の指針(案)②

○要保護児童・要支援児童に対するサポート

→要保護児童・要支援児童に対するセーフティネット
としの役割を果たす

→アウトリーチ型を促進することで、事前に対象となる
児童をサポート

○保育・教育の質の向上となる取り組み

→保育・教育の実践の場を通じて、より質の高い保
育・教育の研究や人材育成を目指す

幼保連携検討部会 今後のスケジュール案

□第1回会議（11月8日）

- 公が果たす役割
- 公立保育所および公立幼稚園の現状・課題

□第2回会議（12月中）

- 公が果たす役割の整理
- 公立保育所および公立幼稚園の現状・課題の整理
- 子ども・子育て支援事業計画への記載事項の検討

□第3回会議（1月中）

- 子ども・子育て支援事業計画への上申案の検討

□第4回会議（2月中）

- 子ども・子育て支援事業計画への上申案の確定